破産手続廃止

平成２６年（フ）第５９号
千葉県夷隅郡大多喜町下大多喜3678番地１
破産者　磯野　勝斗
１　決定年月日　平成26年11月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１２５０号
福岡市博多区築港本町13番６号
破産者　有限会社中洲ホルモン
１　決定年月日　平成26年11月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２０８号
埼玉県春日部市米島741番地17
破産者　有限会社ジュリオ
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
新潟市西蒲区巻甲2505番地
破産者　株式会社河治屋
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４１号
山梨県甲府市大里町3131番地１森下ビル
破産者　リスペクト有限会社
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８４号
愛知県新城市矢部字上ノ川28番地の３
破産者　有限会社ビーフッド
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第９３号
大津市皇子が丘３丁目７番33号
破産者　株式会社大門
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４９号
岡山県倉敷市児島小川４丁目８番504号
破産者　富田工業株式会社
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５０号
岡山県倉敷市菰池３丁目４番48号、旧住所岡山県倉敷市神田１丁目１番23号エスタシオン302号
破産者　富田　雄一
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８９号
山口県防府市大字台道6249番地
破産者　中川　勝統
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５３４号
福岡市西区愛宕２丁目12番10号
破産者　長谷川真也
１　決定年月日　平成26年11月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１６１号
仙台市青葉区一番町２丁目７番12号　グリーンウッド仙台一番町ビル
破産者　株式会社エス・キューブ
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４４号
秋田県南秋田郡八郎潟町字上沖谷地10番地１
破産者　秋田ＹＫ交通株式会社
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０号
福島県田村郡小野町大字浮金字石倉114番地
破産者　株式会社鈴木石材店
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１５６号
群馬県伊勢崎市市場町２丁目1000番地
破産者　株式会社バンプラ
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第９４１号
横浜市保土ケ谷区上菅田町714番地
破産者　株式会社石崎組
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８号
長野市東鶴賀町73番地
破産者　長新建設株式会社
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７号
長野市西和田１丁目28番６号
破産者　株式会社ブツクシー・エフ・ビー
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３４号
岐阜県多治見市生田町３丁目123番地の３
破産者　有限会社下垣設備
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第７６号
滋賀県彦根市松原町1085番地１
破産者　株式会社アリガット
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第６２号
山口県岩国市山手町１丁目２番６号
破産者　協同組合岩国電子経営センター
１　決定年月日　平成26年12月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部